

新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業向け各種給付金・支援金のご案内

本案内は6月22日現在の情報となります。詳細な情報は各ホームページまたは商工会議所までお問い合わせください。

◀ 千葉県感染拡大防止対策協力金 ▶

協力要請期間	営業短縮 協力要請時間	支給額	申請開始	申請期限
第7弾 令和3年4月20日(火) ～令和3年5月11日(火) ※東金市は重点地域外の支援内容	【営業時間】21時まで 【酒類提供時間】20時まで	(全期間ご協力頂いた場合) 1店舗あたり 55万円～165万円 ※支給額は前年度又は前々年度の1日あたりの売上高により変わります。	令和3年5月28日(金)	令和3年7月14日(水)
第8弾 令和3年5月12日(水) ～令和3年5月31日(月) ※東金市は重点地域外の支援内容	【営業時間】21時まで 【酒類提供時間】20時まで	(全期間ご協力頂いた場合) 1店舗あたり 50万円～150万円 ※支給額は前年度又は前々年度の1日あたりの売上高により変わります。	令和3年6月24日(木)	令和3年8月6日(金)
新規 第9弾 令和3年6月1日(火) ～令和3年6月20日(日) ※東金市は重点地域外の支援内容	【営業時間】21時まで 【酒類提供時間】20時まで	(全期間ご協力頂いた場合) 1店舗あたり 50万円～150万円 ※支給額は前年度又は前々年度の2日あたりの売上高により変わります。	未発表	未発表
新規 第10弾 令和3年6月21日(月) ～令和3年7月11日(日) ※東金市は重点地域外の支援内容	【営業時間】21時まで 【酒類提供時間】20時まで	(全期間ご協力頂いた場合) 1店舗あたり 52万5千円～157万5千円 ※支給額は前年度又は前々年度の1日あたりの売上高により変わります。	未発表	未発表

1. 協力金の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため県からの営業時間短縮要請に御協力いただいた飲食店に対し、店舗ごとに支給する。

2. 対象要件(全期間共通)

- 千葉県内で飲食店を運営する事業者(個人事業主を含む)
- 県からの要請に基づき行った営業時間短縮の協力開始日より前から、必要な食品衛生法にかかる営業許可を取得のうえ営業していること。
- 県からの要請に協力し、営業時間の短縮を行ったこと(終日休業を含む)。
- 対象期間において、県が要請する感染防止対策を実施すること。

「申請要領・申請書類」の入手方法

【電子データによる入手】ポータルサイトから入手できます。
 (URL) <http://chiba-kyouryokukinn.com/>

必ず「申請要領」の確認をお願いします。

【紙ベースによる入手】

東金市内は、東金商工会館2階・東金市役所3階商工観光課・山武合同庁舎(県税事務所)の窓口で入手できます。



千葉県からの注意

千葉県感染拡大防止対策協力金の不正受給は犯罪です！

- ▶不正受給と判断されると…・支援金の金額に、不正受給の日から返還の日まで、**年利10.95%**の割合で算定した加算金を合わせて請求します。
- ・不正の内容が悪質な場合は、**刑事告訴**を行います。

問 千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター TEL 0570-003894 受付時間 9:00～18:00(土・日・祝含む)

月次支援金

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和

会員企業にはダイレクトメールにてご案内しておりますのでご確認ください。

1 概要

「月次支援金」は、4月以降に実施された緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響を受けて、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者を対象に支給されます。申請者の利便性を高めるため、5月末で終了した一時支援金を申請した事業者には、事前確認や提出資料の簡略化が図られております。なお、月次支援金の給付要件等は、変更になる可能性があります。

2 対象要件

- ①4月以降に実施された緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ②2019年比又は2020年比で、2021年の4月以降の売上が50%以上減少した事業者
- ★要件を満たせば業種や所在地を問わず給付対象です。
- ★千葉県感染拡大防止対策協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。
- ★店舗単位・事業単位でなく、事業所単位で給付します。

3 給付額

給付額 <2020年又は2019年の基準月の売上> - <2021年の対象月の売上>

中小法人等	上限20万円	個人事業等	上限10万円
-------	--------	-------	--------

対象月	緊急事態措置・まん延防止等重点措置が実施された月のうち、同措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月と比べ、売上が50%以上減少した2021年の月
基準月	2019年又は2020年における対象月と同じ月

4 申込期限

4月・5月分:2021年6月16日～8月15日
 6月分 :2021年7月1日～8月31日
 ※原則、対象月の翌月から2か月間を申請期間とする

5 申請方法

オンライン申請のみ
 ※オンラインでの申請が困難な方は下記の申請サポートセンターをご利用ください(予約制)。
 ※当所での申請サポートはできません。
 ※対象月毎に申請を行います。

6 申請書類

★月次支援金のホームページで詳細を確認してください。一時支援金の受給者は省略できる書類があります。
 「同意書・宣誓書」、「確定申告書類(複数年分)」、「対象月売上台帳」、「通帳の写し」
 【法人】履歴事項全部証明書【個人】本人確認書の写し 等

7 事前確認について

※来所前にご自身で月次支援金のHPにてアカウント申請・登録を行ってください。【申請IDを発行】

- 登録確認機関は、不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請予定者が、①事業を実施しているか、②給付対象等を正しく理解しているか等を事前確認します。
- 当所会員企業は形式的な確認、非会員企業(市内に限る)は証拠書類を提出していただきます。
- 登録確認機関は、当該確認を超えて、申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません。また、事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません。

【重要】

★5月で終了した一時支援金を受給した事業者は、月次支援金の申請のために改めて事前確認を受ける必要はありません。

(東金商工会議所の事前確認について)

当所会員事業所	○	6月16日よりお電話にて対応しております。
東金市内 非会員事業所	○	7月1日より対面にて対応します。事前に当所へお電話にてご予約ください。
東金市外 非会員事業所	×	確認はできません。



詳細はURLをご確認ください。 https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

問 月次支援金サポートセンター TEL 0120-211-240 受付時間 8:30～19:00(土・日・祝含む)